

国土交通省からの聴聞について

日野自動車株式会社は本日、本年8月2日および22日に公表したエンジン認証申請における不正行為に関する国土交通省による聴聞において、予定される当社への不利益処分の原因となる事実その他当該聴聞に係る事案に関して、当社としての意見はない旨を回答いたしました。今後も引き続き、国土交通省のご指導に従ってまいります。

人流や物流という社会インフラに関わる立場でありながら、長きにわたる不正行為により関連法令違反を行い、お客様をはじめとするすべてのステークホルダーの信頼を裏切り、多大なご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫びいたします。

なお、国土交通省が予定している当社に対する不利益処分の内容及び原因となる事実は、以下のとおりです。

不利益処分の内容		不利益処分の原因となる事実
概要	指定取消の対象となる型式	
大型エンジンE13Cの一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	E13C-ABA E13C-ABB	量産エンジンにおいて、型式指定取得のための排出ガス性能に係る長距離耐久試験の際とは異なる制御プログラムを用いており、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。
建設機械等用エンジンE13C-YSの一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	E13C-YS	量産エンジンにおいて、型式指定取得のための排出ガス性能に係る長距離耐久試験の際とは異なる制御プログラムを用いており、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。
建設機械等用エンジンE13C-YMの一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	E13C-YM	排出ガス性能に係る長距離耐久試験において、一部の測定点のデータの改ざん等を行っており、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。

建設機械等用エンジン P11Cの一酸化炭素等 発散防止装置の装置型 式の指定の取消し	P11C-VN	排出ガス性能に係る長距離耐久試験において、一部の測定点のデータの改ざん等を行っており、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。
---	---------	--

※ [国土交通省報道発表資料](#)より引用

<ご参考> 関連公表

[【公表情報一覧】エンジン認証に関する当社の不正行為について | ニュース | 日野自動車株式会社 \(hino.co.jp\)](#)

以上